

令和4年1月18日  
第4回群馬支部評議会

資料1

# 令和4年度保険料率について



## 1. 医療分の令和4年度平均保険料率

### (1) これまでの議論の経緯

令和4年度の保険料率については、協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構造の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点、平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示した、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

運営委員会では「制度の安定的な運営のため、今は平均保険料率10%を維持することが重要」、「これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は45支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が4支部、平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見（両論併記）が10支部となった。

なお、両論併記の意見があった10支部のうち、7支部では平均保険料率10%維持の意見が多数を占めていた。

### (2) 協会としての対応

#### ① 平均保険料率について

令和4年度の平均保険料率については、10%を維持する。

#### ② 保険料率の変更時期について

令和4年4月納付分からとする。

第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日）

発言要旨

（理事長）

- 平成30年度保険料率については、本委員会において9月以降4回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんだこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分から持したいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のペースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

## 令和4年度保険料率について (支部評議会における主な意見)

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということの基本を考えている
  - ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていない
- ことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	2支部(6支部)	※( )は昨年の支部数
意見の提出あり	45支部(41支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(31支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	10支部(5支部)	
③ 引き下げるべきという支部	4支部(2支部)	
④ その他(平均保険料率)に対しての明確な意見なし)	0支部(3支部)	

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

## 令和4年度保険料率等に関して運営委員会（令和3年11月26日開催）で出されたご意見

### 1. 平均保険料率及び準備金

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。  
本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。  
国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないかと考える。
- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。  
国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えている。  
一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

## 令和4年度保険料率等に関して運営委員会（令和3年11月26日開催）で出されたご意見

- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと思うが、2点踏まえていただきたい。
  - 1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
  - 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
  - 準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

## 2. 保険料率の変更時期

- 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

## 更なる保健事業の充実に向けた検討について

### 1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
  - ・ 戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
  - ・ 加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

### 2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。  
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下を検討する。
  - (1) 重症化予防対策の充実（6年度から実施）
    - ・ 被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施
  - (2) 支部主導の保健事業の実施（6年度から実施）
    - ・ 喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施
  - (3) 健診・保健指導の充実・強化（6年度以降に実施）
    - ・ 健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討（利用者負担額の軽減を含めて検討）
- ※ 健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和4年度中に取りまとめ）を踏まえることとする。

**(参考) 令和3年9月16日の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見**

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響の先行きが見通せないこと、中小企業の経営が依然として厳しい状況にあること、準備金残高が4兆円を超え法定準備金の5か月分に達している状況等を踏まえると、負担する側からみれば、保険料率の引き下げをお願いしたいところ。しかし、シミュレーションをみると、保険料率を10%に維持するのは致し方ないと思う。  
今後、準備金の減少が始まる前に、給付費の適正化やマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進等によるコスト削減を意識した議論を行うことが必要。
- 5年収支で示された試算の前提は、事業者の肌感覚では楽観的過ぎると感じる。現状、企業は強力な支援策により何とか事業継続できているものの、この支援策が終わったとき、倒産廃業が相次ぎ、雇用が大きく失われる懸念を抱いている。少なくともここ数年は、悲観的な見通しを立てておいたほうが、実態を反映した議論が行われると考えている。現在が長期に渡る異常事態の下にあるという認識のもと、当面は10%を守ることを前提に、悲観的な見通しによる推計を行っていただくようお願いしたい。
- 現場で色々な会社を見ていると、かなり状況が厳しいと感じる。在宅勤務の拡大により労働時間が短くなる傾向であり、残業が減ると標準報酬月額にも影響があると思う。事務局から出された試算の資料の中で、中位パターンの前提として賃金上昇率が+0.4%となっているが、中小企業が多い協会けんぽにおいては、その水準まで回復するのは難しいのではないかと。協会財政の見通しが不透明な中、準備金によって今後10年間は保険料率を安定的に保っていく予定であると理解しており、その方向で努力を続けてほしい。
- 未だ新型コロナの影響がある中、今後の動向が不透明であり、保険料率10%維持が妥当。中小企業にとっては、賃金上昇が見込めない中で、保険料率は引き下げが何よりだが、厳しい社会情勢を考えると難しいことも理解できる。10%を維持したとしても数年後には準備金を取り崩すことになるという試算もあり、今は保険料率10%を維持することが適当である。  
今後は、準備金が積み上がっていることを踏まえた議論もすべきではないか。

**(参考) 令和3年9月16日の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見**

- 準備金残高の取扱いについて、事業主の立場として意見を申し上げたい。十分な準備金を確保しつつ、その一部を原資として、従業員の健康づくりをさらに強化するような取組はできないか。例えば、協会けんぽの保健事業の中で、目に見える形で、何か事業主や従業員へ還元できる取組はできないか。現実には準備金が5か月分まで積み上がっていることから、ぜひ検討いただきたい。
- 現在の不透明な経済状況の中では、楽観的な見通しより厳しい見通しで考えるべき。準備金が積みあがっていることで、保険料率引き下げの意見があることも理解するが、シミュレーションにおいて、保険料率を引き下げた場合、すぐにも準備金が減少する見通しとなっている。このため、一旦保険料率を引き下げた場合、その先で再引き上げが必要となると考えられるが、これは事業主の方にとって非常に難しいと思う。むしろ、保険料率10%を長期間維持していく方策を考えるべき。

準備金が増加することは、保険者にとっては、財政リスク軽減になる。しかし、事業主・被保険者にとっては、厳しい経済状況の下、負担増加となる。これらの整合性を保つ方策が、準備金を工夫して使うということであり、上手な形で還元していくプランを考えていくべき。還元策としては、加入者にとって利便性が高く、健診を受けることにつながるような方策を保健事業の中に取り入れることが考えられる。これらの取組を行ったなら、加入者、事業主、保険者いずれにとってもメリットがあるだろう。保険料率については10%維持を支持する。その一方で、保険者と事業主・加入者の双方がWIN-WINの関係になれるような準備金の還元策を検討いただきたい。

## 2. 政府予算案を踏まえた収支見込(令和4年度)の概要について

## 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R2(2020)年度	R3(2021)年度		R4(2022)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R3年12月) (b)	R3-R2 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月) (c)	R4-R3 (c-b)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	4,757	99,369	▲ 5	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	▲ 279	12,454	▲ 7	
	その他	293	275	▲ 18	266	▲ 8	
	計	107,650	112,110	4,460	112,090	▲ 21	
支出	保険給付費	61,870	66,623	4,753	67,304	681	○R4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	239	15,542	1	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	276	20,790	▲ 806	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	2,974	4,582	1,607	3,868	▲ 714	
	計	101,467	108,343	6,876	107,505	▲ 838	
単年度収支差		6,183	3,768	▲ 2,415	4,585	818	
準備金残高		40,103	43,870	3,768	48,456	4,585	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 政府予算案を踏まえた収支見込(令和4年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和4年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は4,600億円の見込み。

### (1) 収入の状況

収入(総額)は、令和3年度(直近見込)から20億円の減少となる見込み。

主に、「保険料収入」及び「国庫補助等」がほぼ横ばいになることによるものである。

### (2) 支出の状況

支出(総額)は、令和3年度(直近見込)から800億円の減少となる見込み。主な要因は以下の通り。

- ① 「保険給付費」について、令和4年度診療報酬改定や短時間労働者の適用拡大といった減少要因はあるものの、加入者1人当たり保険給付費の増等によって700億円増加する。
- ② 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めることで、後期高齢者支援金等の概算額が増加する一方で、令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響と相殺されること等によって、800億円減少する。
- ③ 「その他」について、令和3年度は、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金の返還額(令和2年度の医療給付費が、予算策定時の見込みよりも大幅に減少した(予算策定時:6.1兆円→決算:5.6兆円)ことから、実績(決算)に基づき国へ返還する額)が計上されていたが、令和4年度はその影響がなくなる等から、714億円減少している。

### (3) 収支差と準備金残高

令和4年度の「収支差」は、令和3年度(直近見込)より、800億円増加して4,600億円になる見込み。

(収支均衡料率は、9.54%の見込み。)

令和4年度末時点の準備金残高は4.8兆円の見込み。

# 令和4年度 群馬支部保険料率について

注) 端数処理のため、計数が整合しない場合があります。

## 第1号保険料率（群馬支部の医療費に係る部分）

調整前 5.1505%



調整後 5.0418%

医療給付費（群馬支部） ÷ 総報酬（群馬支部）  
79,022（百万円） ÷ 1,534,239（百万円）

年齢調整（年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差）  $\Delta 0.0245\%$   
所得調整（所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差）  $\Delta 0.0841\%$   
計  $\Delta 0.1086\%$

## 共通保険料率（高齢者医療制度への支援金等に係る保険料率で全国一律の部分）

共通 4.7146%

平均保険料率 - 第1号平均保険料率  
10.0% - 5.2853%

## 精算分保険料率（令和2年度 医療給付費の精算に係る保険料率）

精算分 0.0378%

R2年度収支差 ÷ 総報酬（群馬支部）  
580（百万円） ÷ 1,534,239（百万円）

## インセンティブ反映

インセンティブ分 0.007%

インセンティブの加算額（群馬支部） ÷ 総報酬（群馬支部）  
105（百万円） ÷ 1,534,239（百万円）

群馬支部保険料率

**A** + **B** - **C** + **D** = 9.7256% → 9.73%

(※ R3年度 9.66%)

# 全国における群馬支部の位置

令和4年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1
9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

} 23

} 24

群馬支部 →

令和4年度都道府県単位保険料率の  
令和3年度からの変化（暫定版）

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

群馬支部 →

注1. 「+」は令和4年度保険料率が令和3年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

注2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

## 令和4年度の介護保険料率と介護納付金について

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： <b>1.64%</b>
	計	10,379	11,002	10,229	納付金対前年度比 ⇒ + 189
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 介護保険の令和4年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分(227億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 6,934円 (78,012円 → 71,078円) の負担減

〔月額〕 512円 (5,760円 → 5,248円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.546月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和4年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

## (参考) 1カ月の負担額 標準報酬月額30万円（群馬支部の令和2年度の平均）で試算

### ■介護なし（40歳未満及び65歳以上の被保険者）

年度	保険料率	保険料月額 (全額)	保険料月額 (折半額)
令和3年度	9.66%	28,980円	14,490円
令和4年度	9.73%	29,190円	14,595円
対前年度比		210円	105円

$$\begin{array}{ccc} \text{保険料額} & \text{標準報酬月額} & \text{保険料率} \\ 29,190\text{円} & = 300,000\text{円} \times & 9.73\% \end{array}$$

### ■介護あり（40歳以上65歳未満の被保険者）

年度	保険料率	保険料月額 (全額)	保険料月額 (折半額)
令和3年度	健康保険 9.66% 介護保険 1.80%	34,380円	17,190円
令和4年度	健康保険 9.73% 介護保険 1.64%	34,110円	17,055円
対前年度比		-270円	-135円

$$\begin{array}{ccc} \text{保険料額} & \text{標準報酬月額} & \text{保険料率} \\ 34,110\text{円} & = 300,000\text{円} \times & 11.37\% \end{array}$$

## (参考) 群馬支部保険料率の推移

	全国平均	群馬支部	
S30.07	6.50%	—	政府管掌健康保険
S35.04	6.30%	—	
S41.05	6.50%	—	
S42.09	7.00%	—	
S48.11	7.20%	—	
S49.12	7.60%	—	
S51.11	7.80%	—	
S53.03	8.00%	—	
S56.04	8.40%	—	
S56.12	8.50%	—	
S59.04	8.40%	—	
S61.04	8.30%	—	
H02.04	8.40%	—	
H04.05	8.20%	—	
H09.10	8.50%	—	
H15.05	8.20%	—	総報酬制 導入 (実質0.7%増)
H20.10	8.20%	8.20%	協会けんぽ 発足 (全国健康保険協会管掌健康保険)
H21.10	8.20%	8.17%	都道府県単位保険料率 導入
H22.04	9.34%	9.31%	
H23.04	9.50%	9.47%	
H24.04	10.00%	9.95%	
H25.04	10.00%	9.95%	
H26.04	10.00%	9.95%	
H27.05	10.00%	9.92%	
H28.04	10.00%	9.94%	
H29.04	10.00%	9.93%	
H30.04	10.00%	9.91%	
H31.04	10.00%	9.84%	
R02.04	10.00%	9.77%	
R03.04	10.00%	9.66%	
R04.04	10.00%	9.73%	

# 今後の運営委員会、支部評議会について

令和4年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: center;">1/27</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【主な議題】</b>            ○ 定款変更〈付議〉            （令和4年度都道府県単位保険料率等の決定）         </div>	<div style="text-align: center;">〔 2/21 予備日 〕</div>	<div style="text-align: center;">3/24</div> <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>【主な議題】</b>            ○ 令和4年度事業計画・予算〈付議〉         </div>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">支部長からの意見の申出</div> <div style="text-align: center;">↑</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">           ・ 令和4年度都道府県単位保険料率         </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;">           ・ 令和4年度支部事業計画            ・ 令和4年度支部保険者機能強化予算         </div>		
群馬支部		<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           保険料率の広報等            ・ ホームページ、メールマガジンでの広報            ・ 関係団体への広報依頼            ・ 事業主、加入者へお知らせの送付         </div>	
(備考) 国		<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           保険料率の認可等         </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           事業計画、予算の認可等         </div>

※ 運営委員会の議題については、令和3年12月末時点で想定されるものであり、今後変更があり得る。